

付表2 先進国の政策概説－高齢化関連部分

国	具体的措置
	<p>近年発表された「ヘルシーピープル 2010:全国健康促進および疾病予防の目標」をアメリカ健康政策のよりどころとなる指標とし、老人グループには、運動、安全、慢性障害の状況および健康促進と検査の四つの目標がある。</p> <p>三、高齢者住宅</p> <p>老齢者住宅環境の発展傾向に対し、並行する二重の高齢者住宅発展政策を採用する。一つは継続的退職者保護住宅地域(Continuing Care Retirement Community, CCRC)で、生活圏の概念から発展した終身住宅である。もう一つは汎用的設計により、現在の住宅を、単一の住宅から終身住宅に発展させ、「地元での老後」の理念および「家庭での介護」政策を実現する。この他、高齢者住宅の供給と管理システムに対し、政府部門と民間非営利団体が重要な役割を果たす。</p> <p>四、交通運輸環境の計画</p> <p>(一)道路環境と運営面で、アメリカ連邦道路局(Federal Highway Administration, FHWA)は1980年代末から高齢者の移動能力向上と安全に関する手法に関し、特別報告および設計の手引きを出版した。同時に関係する研究計画と検討会(Older Driver Workshops)を開催し、改善対策、道路設計要素の実現を研究提案した。</p> <p>(二)公道の設計について、高齢者の運転に適した道路に関する設計要素(例えば視距離の配慮、道路の平面形状と縦断面形状、横断面形状の要素など)を提供了。</p> <p>(三)通行人と身体障害者の通行に特に配慮した設計をし、使用者に安全で便利な運輸環境を提供する。高齢者が使用できる歩行補助設備、先進的な公共運輸システムと運転支援システムなどを提供する。</p> <p>五、老齢者の娯楽参加を促進</p> <p>(一)多様な娯楽活動形式を展開し、老齢者の娯楽参加を広げる。</p> <p>(二)娯楽活動を異なるグループ間の交流と融合の場として積極展開する。</p> <p>(三)家庭での娯楽活動形式を推進する。</p>
ドイツ	社会保険制度による介護者休暇の介護手当(holiday care allowance)を提供する。この手当では長期介護の負担を軽減することである。これは現金給付(payment)による支給で、毎年四週間を上限とする短期の介護交代費用で、最高額は1,432ユーロである。介護者は家庭でのショートステイサービス利用やショートステイ介護センターでのサービスを受ける費用に使用できる。
日本	<p>一、家庭の老齢者介護の支持</p> <p>介護保険の実施。家庭で介護を受ける対象の障害の程度により日数が異なる短期サービスである：1.支援者を必要とする者(7日)、2.介護等級I(14天)、3.介護</p>

付表2 先進国の政策概説－高齢化関連部分

国	具体的措置
	<p>等級Ⅱ(14天)、4.介護等級Ⅲ(21天)；5.介護等級Ⅳ(21天)、6.介護等級Ⅴ(42天)。</p> <p>二、老齢者の健康各社会介護システムの完備</p> <p>「健康な身体のための総合促進」の方針の下、三項目の対策を検討する。(1)生涯健康な身体づくりを推進、(2)健康促進団体の整備、人材育成；(3)介護と予防の推進。</p> <p>三、高齢者住宅</p> <p>(一)1987年に実施された「シルバーハウジング」(silver housing)は、高齢者の生活特性に着目し、生活談話室と集会室を設置し、細部までバリアフリーの設計をしている。ならびに「生活援助員」(Life Support Adviser, LSA)を常駐させ、生活相談、安全で健康の確保と緊急時の対応などのサービスを提供する。1990年にはさらに近所の「デイケアセンター」から介護員の派遣を開始し、在宅サービスを強化している。</p> <p>(二)1994年に建設省(国土交通省)は「生活福祉空間づくり大綱」を提出し、高齢社会の福祉建設要綱を確立し、生活福祉の基礎を改めた。同時に、「ハートビル法」(Heart Building)と呼ばれる「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を実施し、特定建築物のバリアフリー計画設計の標準とする。</p> <p>(三)1994年に「新ゴールドプラン」(new gold plan)を制定した。これには在宅サービス、施設介護、総合的な高齢者自立支援対策、総合的な認知症高齢者対策が含まれ、高齢者の社会参加を推進し、高齢者の生きがいを育む。このための支援措置には、住宅対策と地域全体の造営が含まれる。</p> <p>四、交通運輸環境の計画</p> <p>(一)2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が成立し、これは「交通バリアフリー法」と呼ばれる。具体的な方針には、1.交通事業者は「交通バリアフリー法」が定める義務に従い、車両の新規購入時およびターミナル改装時に、「移動円滑化(バリアフリー化)基準」に適応する交通手段と設備設計を採用しなければならない。既存の旅客ターミナルおよび車両に対し、交通業者は改善対策の責任を負う。2.市町村(台湾の郷鎮市の行政レベルに相当)の地方行政機関が推進する、道路、ターミナルおよび周辺整備が含まれる。</p> <p>(二)日本国土交通省は同法に基づきバリアフリー歩行空間ネットワーク計画を推進している。各地が独自のネットワーク方式を持つことで、高齢者あるいは身体障害者のさらに便利かつ安全な移動を実現し、全国にバリアフリー環境を広めることが期待されている(財団法人国土技術研究センター編、2001)。</p> <p>(三)交通管理システムは「歩行者等支援情報通信システム」の中で高齢者と障</p>

付表2 先進国の政策概説－高齢化関連部分

国	具体的措置
	<p>害者に同時に配慮している。これは高齢者の適切な歩行補助施設、先端公共運輸システムなどを含む。</p> <p>五、老齢者の休暇参加を促進</p> <p>(一)老齢者に無料の活動施設を提供し、メディアには字幕を追加し、老齢者が視聴するときに確実に理解できるようにする。</p> <p>(二)専門家の免許として(1)レクリエーション・インストラクター(recreation instructor)、(2) レクリエーション・コーディネーター(recreation coordinator)、(3) レクリエーション・ワーカー(recreation worker)、(4)グループレクリエーション・ワーカー(group recreation worker)、(5)余暇生活相談員、(6)野外活動指導員などを推奨する。</p>
デンマーク	<p>1996年に、各地方自治体に対し、75歳以上の高齢者に、毎週二度の家庭訪問を義務付ける規定を定めた。さらに、地方政府は保養所、介護住宅(sheltered housing)、アパート式の共同住宅(sheltered housing and specially adapted dwelling in council housing)を含む、高齢者の特別住宅の管理の責任を負い、高齢者住宅法案に住宅関連条文を明記した。</p>

IV 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

(なし)

論文

発表者指名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
鈴木 透	序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力	人口問題研究	65(4)	1-7	2009
鈴木 透	韓国の極低出生力とセロマジプラン	人口問題研究	65(4)	8-28	2009
鈴木 透	Population Policy in Eastern Asian Low Fertility Countries	XXVI International Population Conference, Marrakech, Morocco			2009
鈴木 透	Trends in Household Formation in Japan: Analysis of the National Survey on Household Changes	国立社会保障・人口問題研究所「少子化の要因としての成人期移行の変化に関する人口学的研究」第2報告書			2010 (印刷中)
伊藤正一	台湾における少子化のマクロ分析	人口問題研究	65(4)	29-47	2009
小島 宏	東アジアにおける就業と家族形成意識・行動－JGSS, TSCS, WMFES, EASS の比較分析	早稲田社会科学総合研究	10(1)	47-73	2009
小島 宏	東アジアにおける同棲とその関連要因－学歴との関連を中心	人口問題研究	66(1)		2010(印刷中)
菅 桂太	離家とパートナーシップ形成タイミングの日米比較	人口問題研究	65(3)	40-57	2009

V 研究成果の刊行物・別刷

特集

男女労働者の働き方が東アジアの低出生率に与えた影響に関する国際比較研究(その1)

序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生率

鈴木透

本特集は厚生労働科学研究費（政策科学推進研究事業）を受けて実施された「男女労働者の働き方が東アジアの低出生率に与えた影響に関する国際比較研究」（平成18～20年）の成果をまとめたものである。参加者は鈴木透（国立社会保障・人口問題研究所企画部第4室長）、伊藤正一（関西学院大学経済学部教授）、小島宏（早稲田大学社会科学総合学术院教授）の三名で、鈴木が総括と韓国を、伊藤が台湾を、小島が日本を中心とする比較分析を担当した。

TFRが1.3以下となる極低出生率（lowest-low fertility）は、1990年代に南欧・東欧・旧ソ連圏に出現した。このような低出生率は北西欧ではほとんど観察されなかったことなく、また出生率とその他の家族変動の関連を逆転させてしまった（Kohler et al., pp.643-644）。今や結婚制度が健全で婚外出生や離婚が少なく、伝統的性役割を保持し女子の労働力参加が相対的に少ない国の方が低い出生率を示すようになったのである。

2000年代に入ると、極低出生率

は東アジアに広まった。図1に見

るよう、まず韓国が2001年に
1.3の線に達し、2003年には日本・

台湾が続いた。イタリア・スペイ
ン・日本等は最近1.3以上を回復

したもの、いまだに北欧・西欧・

英語圏先進国の緩低出生率
(moderately-low fertility)とは
明らかな差がある。McDonald

(2005)にならって1.5の境界線を
採用するなら、緩低出生率国は
Hajnal (1982)の「北西ヨーロッ
パ型世帯形成システム」の地域区

分を彷彿とさせる。Hajnalは北西ヨーロッパにドイツ語圏を含み南フランスを除外した
等の違いはあるが、それでも今日の緩低出生率がかつての単純世帯システムと同様、文化
的共通性によって説明される可能性を感じさせる。つまり南欧・東欧や東アジアの何らか

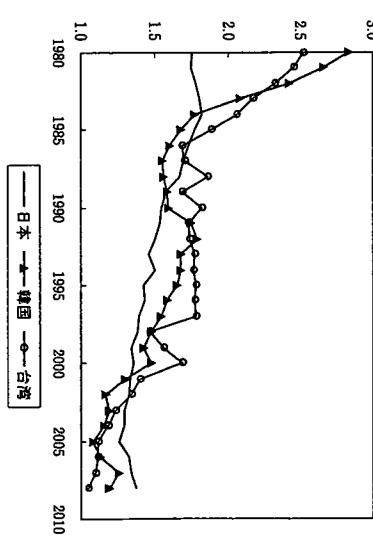


図1 合計出生率

の特異性が非常に低い出生率をもたらしたと考えるより、北西欧の何らかの特異性がそうした出生率を防いだと考えた方が合理的である。

そこで緩低出生力が支配的な北欧・西欧と英語圏を合わせて「北西欧文化圏」と呼ぶこととし、一時的にせよ1.3以下の超低出生力を経験し、いまだに1.5の線まで回復できずにいる低出生力国と対比する。地域区分は表1のようになる。北西欧文化圏は、バルト三国を除く北欧、西欧、および英語圏先進国から成る。ドイツ語圏は1.5以下の非常に低い出生率を示すものの、1.3以下の超低出生力まで落ちたことはない、つまり中間的な形態と思われるが、ここでは北西欧文化圏に含めることにする。これと対比すべき低出生力国は、南欧、東欧とバルト三国を含む旧ソ連のヨーロッパ部、および日本・韓国・台湾の東アジア先進国から成る。

表1 地域区分

北西欧（バルト三国を除く）	スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、イギリス、アイルランド、アイスランド
西欧（非ドイツ語圏）	ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、フランス
（縦低出生力）	
西欧（ドイツ語圏）	ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン
英語圏先進国	アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド
（縦低出生力）	
南欧	ギリシア、イタリア、マルタ、ポルトガル、スペイン、旧ユーゴスラビア
（縦低出生力）	ブルガリア、チエコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド、モルダバ、ルーマニア、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、バルト三国
東アジア先進国	日本、韓国、台湾

北西欧に極端な出生力低下を阻む文化的特性があるとしたら、それは弱い家族組帯（Reher, 1998）を特長とする家族パターンだろう。南欧・東欧に影響を与えた東洋的（Oriental）家族システムに対し、西洋的（Occidental）家族システムは親子関係よりも夫婦関係を重視し、女性の地位はもともと高かった。宗教改革は結婚の意味合いを宗教的秘蹟から市民社会的契約に変化させ、さらなる親の権威の低下と女性の地位の向上をもたらした。また親の引退に関する親子間契約は、北西欧文化圏に特徴的なものである。

北西欧文化圏では保育サービスが充実しており、特に3歳未満の乳幼児の保育所利用率の高さが目立つ。したがって乳幼児の母親の就業率が高いが、これには政策努力の差に加え、文化的差異も影響していると見られる。北西欧文化圏では親子組帯の相対的な弱さから、母親の育児役割が過度に強調されることがなく、乳母や保母や家庭教師やベビーシッターといったサービスを有効活用する文化的基盤が発達していた。これに対し低出生力国では、子育ては母親がすべきという文化的圧力があり、仮にサービスが利用できても3歳未満についてはすぐには利用が進まない状況である。特に日本では「三歳児神話」が根強く信じられており、国立社会保障・人口問題研究所の第3回家庭動向調査（2003年）で三

歳児神話を支持した割合は82.9%に達する。Rutherford and Ogawa (2006, p.36) も、日本における3歳未満の保育サービス利用の低調さは、サービスの供給不足よりは「自分で育てたいから」という母親の意向によるとしている。

UNDPのGEM尺度（Gender Empowerment Measure）で公的分野におけるジェンダー間平等を見ると、北西欧文化圏と低出生力国との間に明確な差がある。これは古代から家長制的性格が強く女性の地位が相対的に高かった北西欧家族の特徴で、家庭内でのジェンダー間平等度も高い。McDonald (2000) は公的部門と私的部門のジェンダー間平等の乖離が低出生力をもたらすとしたが、むしろ出生力の差をもたらすのは家庭内でのジェンダー間平等度の直接効果だらう。低出生力国の夫の家事・育児参加が北西欧に比べ低いことは、繰り返し指摘されている（津谷, 2003, p.63; Tsuya and Bumpass, 2004, pp.118-119; Caldwell, 2006, p.360）。

離家の早さも北西欧型家族パターンの際立った特徴のひとつである。この地域では先産業期から結婚前の若者が奉公のために早期離家していた（Reher, 1998; Wall, 1999）。現在でも結婚まで親元にとどまる者が多い南欧と異なり、北西欧では大多数の男女が初ユニオン形成以前に離家する（Billari et al., 2001, pp.18-19）。日本においてはジェンダー差が著しく、日本人男子の離家は北欧並みに早いが、日本人女子は南欧並みに遅いことが示された（鈴木, 2003, p.6）。

南欧に典型的な遅い離家と低出生力の関係としては、まず離家が遅いとユニオン形成が遅れるため出生力が下がるという影響が考案られる。それに加えて、いつまでも親元にとどまることによって自律性と決断力が失われ、ユニオン形成や出産に踏み切れないなどの解釈も提示されている（Dalla Zuanna, 2001; Livi-Bacci, 2001）。イタリアについては後者のピーターパン・シンドローム的な解釈は否定されたが（Billari and Rosina, 2004），日本では初婚年齢を統制しても婚前離家の出生抑制効果は消えず、決着はついていない（鈴木, 2008, pp.6-7）。東アジアでは離家に関する人口学的研究が不足しており、出生力との関係もよく分かっていないのが現状である。

かつては女子の労働率が高い国ほど出生力が低いという逆相関が見られた。しかし1980年代後半以後はこの関係が逆転して順相関を示すようになり、1990年代の縦低出生力の出現によってそれが顕著になった（Engelhardt and Prskawetz, 2005, pp.2-3; Billari and Kohler, 2002, pp.20-21; 阿藤, 2000, p.202）。一方でわが国のマイクロデータの分析では、依然として妻の就業は出生を抑止するという結果が多く得られている（浅見・他, 2000; 大井, 2004; 大山, 2004; 佐々井, 1998; 七條・西本, 2003; 津谷, 1999; 福田, 2004; 藤野, 2002; 八代, 2000; 山上, 1999; 山口, 2005）。このマクロ・レベルとマイクロ・レベルの間の不整合は、仕事と家庭の両立可能性における観察されない異質性によって理解できる。かつてはすべての国で両立可能性が低かったためマクロ・レベルでも逆相関を示したが、北西欧文化圏で両立可能性が向上することによって擬似的に順相関を示すようになったのである（Suzuki, 2008, p. 35）。

第二人口転換理論（van de Kaa, 1987）は、出生力低下は同様・婚外出生や離婚の増加

といったポスト近代的な家族変動とともに進行すると考えた。ところが1990年代の極低出生力の出現によって、家族パターンと出生力の関係は逆転し、現在では婚外出生が少ない、國の方が低い出生率を示している。OECD Family Databaseによると、2007年の婚外出生割合は北歐やフランスでは40%を超えており、ドイツ語圏はドイツが30%、スイスが16%等と比較的低い方である。一方で低出生力國でもエストニア（58%）、ブルガリア（50%）、スロベニア（48%）、ラトビア（43%）が40%を超えており、北西歐文化圏と差がない、かつては婚外出生が10%前後だった南歐諸國でも、ポルトガル（32%）、スペイン（28%）、イタリア（21%）のように近年急速に変化している。イタリアの人口学者は認めたがらないようだが（Rosina, 2004; Rosina and Fraboni 2004），やはり北西歐文化圏の家族パターンが南歐に浸透しつつあるとみるのが自然だろう。一方で東アジアは、日本（2.0%）、韓国（1.6%）、台湾（4.4%）のように婚外出生がほとんど増えていない、北西歐のような特異な家族パターンを持たない地域では、ポスト近代化に伴う様々な変化に素早く対応できず、必然的に超低出生力が出現した。つまり離家が遅く親が子どもに対し保護的なため、高学歴化が進むと教育費が急騰し親の負担が増えた。女子の労働力参加によって出産・育児の機会費用が増えても、両立支援のための諸制度は北西歐ほど速やかに普及しなかった。家庭内の伝統的性役割は夫の育児参加を阻み、母親が育児を専担すべきという社会的通念も強いため、乳幼児の母親の労働参加が増えなかつた。晚婚化・未婚化が進んでも、結婚と生殖の結合は簡単には解消できず、婚外出生はなかなか増えなかつた。

極低出生力が不可避という点では南ヨーロッパも東アジアも同じだが、低下の度合いと持続期間は日本以外の東アジアの方が深刻なようと思われる。南歐諸國の合計出生率は1.2前後で底を打って回復に転じ、日本も2005年に1.26を記録した後は2008年の1.37まで回復している。しかし韓国は2005年に1.08、台湾も2008年に1.05という恐るべき数値を記録した。特に台湾のTPRは回復の兆しを見せておらず、韓国についても再低下の可能性が指摘されている（Lee, 2009, p.68）。

このようにポスト近代化が出生力を抑圧する度合いは、日本は南ヨーロッパに近く、韓国・台湾はそれより大きいと見られる。これは封建制を経験したヨーロッパや日本の家族パターンと、中国を中心とする儒教圏の家族パターンの差と見られる。川島（1957）によると古典儒教の「孝」は子の絶対的で單純無条件的な義務で、親による慈愛とは無関係とされた。孝は天地そのものの理法で自然の性であるゆえに行うのであり、日本のように親の「恩に報いるため」という考え方ではない。ここでは子は家父長制的権力の前に全く無力・無権利で、主体性はない。

その対極にあるのが北西歐文化圏の家族関係で、イギリス中世の家族法では、夫婦関係や親子関係は主体的人間間の権利義務関係と捉えられる。平等ではないが、家臣や妻や子といった下位の者も固有の権利と義務を持つ主体的人間とみなすのが封建的人間関係の特徴である。特に北西歐では、既に見たようにともども女性の地位は高く、親子間契約の考え方も抵抗なく受け入れられていた。

生力の出現によって、家族パターンと出生力の関係は逆転し、現在では婚外出生が少ない、國の方が低い出生率を示している。OECD Family Databaseによると、2007年の婚外出生割合は北歐やフランスでは40%を超えており、ドイツ語圏はドイツが30%、スイスが16%等と比較的低い方である。一方で低出生力國でもエストニア（58%）、ブルガリア（50%）、スロベニア（48%）、ラトビア（43%）が40%を超えており、北西歐文化圏と差がない、かつては婚外出生が10%前後だった南歐諸國でも、ポルトガル（32%）、スペイン（28%）、イタリア（21%）のように近年急速に変化している。イタリアの人口学者は認めたがらないようだが（Rosina, 2004; Rosina and Fraboni 2004），やはり北西歐文化圏の家族パターンが南歐に浸透しつつあるとみるのが自然だろう。一方で東アジアは、日本（2.0%）、韓国（1.6%）、台湾（4.4%）のように婚外出生がほとんど増えていない、北西歐のような特異な家族パターンを持たない地域では、ポスト近代化に伴う様々な変化に素早く対応できず、必然的に超低出生力が出現した。つまり離家が遅く親が子どもに対し保護的なため、高学歴化が進むと教育費が急騰し親の負担が増えた。女子の労働力参加によって出産・育児の機会費用が増えても、両立支援のための諸制度は北西歐ほど速やかに普及しなかった。家庭内の伝統的性役割は夫の育児参加を阻み、母親が育児を専担すべきという社会的通念も強いため、乳幼児の母親の労働参加が増えなかつた。晚婚化・未婚化が進んでも、結婚と生殖の結合は簡単には解消できず、婚外出生はなかなか増えなかつた。

極低出生力が不可避という点では南ヨーロッパも東アジアも同じだが、低下の度合いと持続期間は日本以外の東アジアの方が深刻なようと思われる。南歐諸國の合計出生率は1.2前後で底を打って回復に転じ、日本も2005年に1.26を記録した後は2008年の1.37まで回復している。しかし韓国は2005年に1.08、台湾も2008年に1.05という恐るべき数値を記録した。特に台湾のTPRは回復の兆しを見せておらず、韓国についても再低下の可能性が指摘されている（Lee, 2009, p.68）。

このようにポスト近代化が出生力を抑圧する度合いは、日本は南ヨーロッパに近く、韓国・台湾はそれより大きいと見られる。これは封建制を経験したヨーロッパや日本の家族パターンと、中国を中心とする儒教圏の家族パターンの差と見られる。川島（1957）によると古典儒教の「孝」は子の絶対的で單純無条件的な義務で、親による慈愛とは無関係とされた。孝は天地そのものの理法で自然の性であるゆえに行うのであり、日本のように親の「恩に報いるため」という考え方ではない。ここでは子は家父長制的権力の前に全く無力・無権利で、主体性はない。

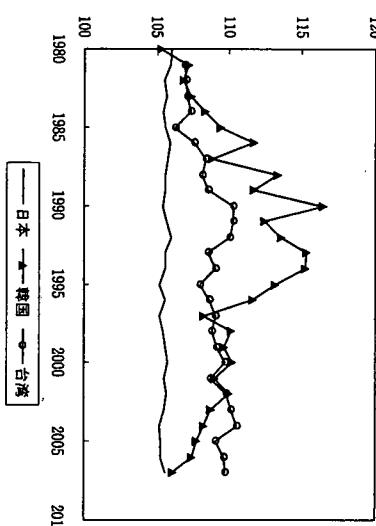
その対極にあるのが北西歐文化圏の家族関係で、イギリス中世の家族法では、夫婦関係や親子関係は主体的人間間の権利義務関係と捉えられる。平等ではないが、家臣や妻や子といった下位の者も固有の権利と義務を持つ主体的人間とみなすのが封建的人間関係の特徴である。特に北西歐では、既に見たようにともども女性の地位は高く、親子間契約の考え方も抵抗なく受け入れられていた。

結局、親や夫の権威主義的支配の強さに関して図2のような順序が想定できるだろう。まず最も親の権威が弱く、妻や子の主体性が強調されたのがイギリスをはじめとする北西歐の親子関係である。次いで南歐の家族関係は、封建制を経ながらも、古代ローマ帝国の名残りイスラム教の影響を受けて、北西歐よりは権威主義的な方向に流れたものである。日本の武士家族もそれに近く、古典儒教の影響をある程度受けており、

封建成ではあるが子は一方的に義務を負うという理念が形成された。最も権威主義的・家長的なのが儒教圏の家族関係で、子は全くの無力・無権利でひたすら孝養を尽くす存在という理念が通用していた。女性の地位も、儒教圏は南ヨーロッパや日本よりさらに低かったと考えられる。

儒教圏の出生力低下で最も目立つ特徴は、強い男児選好を維持したまま出生力が置換水準以下まで落ちたという点である。そのため図3に見るよう、出生性比に顕著な歪みが生じた。韓国では1990年代に非常に大きな歪みが生じたが、最近正常範囲に復帰した。台湾の出生性比の歪みは韓国に比べると軽微だったが、韓国のように正常化する兆しを見せていません。また身分制度が固定した封建社会と異なり、儒教圏では少なくとも理念的には上昇移動の機会は開かれていた。文治主義の伝統が長く続き、士大夫や両班は学問に専念し科学に備えるものとされた。これによって手仕事や肉体労働をさげすむ文化が育ち、現在の強いホワイトカラー志向にながった。韓国・台湾の高い教育熱には、こうした儒教的伝統が少なくとも間接的には影響している

図3 出生性比（女児100に対する男児）



日本と儒教家族の子孫である韓国・台湾という対比は、それほど広汎な説明力を持つわけではない。たとえば2005年のGEMは台湾（0.77）、日本（0.557）、韓国（0.510）の順である（Lee, Melim, 2009, p.78）。前述のように婚外出生割合でも日本が中間に来ている。封建社会か儒教圏かという文化型の説明力を通信することはできないが、それでも出生力変動の基層には家族パターンの影響があると見るべきである。そして韓国・台湾・シンガポールの出生促進策に見られる、政府が望ましい家族行動を指定し国民を導導するという姿勢にも、儒教的な要素が認められる。

- 阿藤誠 (2000) 「現代人口学 少子高齢社会の基礎知識」日本評論社。
- 浅見泰司・石坂公一・大江守之・小山泰代・鶴川祥子・松本真澄 (2000) 「少子化現象と住宅事情」『人口問題研究』第55巻第1号, pp.8-37.
- Bilari, Francesco (2008) "Lowest-Low Fertility in Europe: Exploring the Causes and Finding Some Surprises," *The Journal of Japanese Population* Vol.6, No.1, pp.2-18.
- Bilari, Francesco C. and Hans-Peter Kohler (2002) "Patterns of Lowest-Low Fertility in Europe," Max Planck Institute for Demographic Research Working Paper WP-2002-040.
- Bilari, Francesco, Dimitar Philipov and Pau Baizán (2001) "Leaving Home in Europe: The Experience of Cohorts Born around 1960," Max Planck Institute for Demographic Research, WP2001-014.
- Bilari, Francesco C. and Alessandro Rosina (2004) "Italian Latest-Late Transition to Adulthood: An Exploration of Its Consequences on Fertility," *Genus*, Vol.60, No.1, pp.71-88.
- Caldwell, John (2006) *Demographic Transition Theory*, Dordrecht, Springer.
- Dalla Zuanna, Gianpiero (2001) "The Banquet of Aeolus: A Familistic Interpretation of Italy's Lowest Low Fertility," *Demographic Research*, Vol.4, No.5, pp.134-162.
- Engelhardt, Henriette and Alexia Prskawetz (2005) "A Pooled Time-Series Analysis on the Relation between Fertility and Female Employment," IJUSSP XXV International Population Conference, Tours, 2005.
- Hajnal, John (1982) "Two Kinds of Preindustrial Household Formation System," *Population and Development Review*, Vol.8, No.3, pp.449-494.
- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Bilari and José Antonio Ortega (2002) "The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, Vol.28, No.4, pp.641-681.
- Lee, Meilin (2009) "Transition to Below Replacement Fertility and Policy Response in Taiwan," *The Japanese Journal of Population*, Vol.7, No.1, pp.71-86.
- Lee, Sam-Sik (2009) "Low Fertility and Policy Responses in Korea," *The Japanese Journal of Population*, Vol.7, No.1, pp.57-70.
- Livi-Bacci, M. (2001) "Too Few Children and Too Much Family," *Daedalus*, Vol.130, No.3, pp.139-156.
- McDonald, Peter (2000) "Gender Equity in Theories of Fertility Transition," *Population and Development Review*, Vol.26, No.3, pp.427-440.
- McDonald, Peter (2005) "Fertility and the State: The Efficacy of Policy," XXV International Population Conference.
- Reher, David Sven (1998), "Family Ties in Western Europe: Persistent Contrasts," *Population and Development Review*, Vol.24, No.2, pp.203-224.
- Rutherford, Robert D. and Naohiro Ogawa (2006) "Japan's Baby Bust: Casuses, Implications, and Policy Responses," in Harris, Fred R. (ed.), *The Baby Bust: Who Will Do the Work? Who Will Pay the Taxes?* Rowman&Littlefield, pp.5-47.
- Rosina, Alessandro (2004) "Family Formation and Fertility in Italy," in Dalla Zuanna, G and G. A. Micheli (eds.), *Strong Family and Low Fertility: A Paradox?* Kluwer, Dordrecht, pp.23-43.
- Rosina, Alessandro and Romina Fraboni (2004) "Is Marriage Loosing Its Centrality in Italy?" *Demographic Research*, Vol.11, No.6, pp.149-172.
- Suzuki, Toru (2008) "Korea's Strong Familism and Lowest-Low Fertility," *International Journal of Japanese Sociology*, No.17, pp.30-41.
- Tsuya, Noriko O. and Larry L. Bumpass (2004) "Gender and Housework," in Noriko O. Tsuya and Larry L. Bumpass (eds.), *Marriage, Work and Family Life in Comparative Perspective*, University of Hawaii Press, pp.114-133.
- van de Kaa, Dirk (1987), "Europe's Second Demographic Transition," *Population Bulletin*, Vol.42, No.1, Vol.43, No.3, pp.369-389.
- 大井方子 (2004) 「バブル崩壊前後の出産・子育ての世代間差異」福口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性論』平成不況: デフレで働き方・暮らしはどう変わったか 日本書籍新報社, pp.117-151.
- 大山昌子 (2004) 「子どもの養育・教育費用と出生率低下」『人口学研究』第35号, pp.45-57.
- 川島宣宜 (1957) 「イデオロギーとしての家族制度」岩波書店。
- 佐々井司 (1998) 「近年の夫婦出生力変動とその規定要因」『人口問題研究』第34巻第4号, pp.3-18.
- 七條達弘・西本眞弓 (2003) 「若い世代の夫婦の子供数に影響を及ぼす要因」『理論と方法』第18巻第2号, pp.229-236.
- 鈴木透 (2003) 「難家への動向・性差・決定因」『人口問題研究』第59巻第4号, pp.1-18.
- 鈴木透 (2007) 「世帯形成の動向」「人口問題研究』第63巻第4号, pp.1-13.
- 津谷典子 (1999) 「出生率低下と子育て支援政策」『季刊社会保障研究』第34巻第4号, pp.348-360.
- 津谷典子 (2003) 「北欧諸国との出生率低下と家族政策」『人口問題研究』第59巻第1号, pp.49-80.
- 福田亘孝 (2004) 「出生行動の特徴と決定要因—学歴・シェンダー・価値意識—」渡辺秀輔・稻葉昭英・越崎尚子編『現代家族の構造と変容: 全国家庭調査(NHFS-96)による計量分析』東京大学出版会, pp.77-97.
- 藤野敦子 (2002) 「家計における出生行動と妻の就業行動—夫の家事育児参加と妻の価値観の影響—」『人口学研究』第31号, pp.19-35.
- 八代尚宏 (2000) 「少子化問題への経済学的アプローチ」「季刊家計経済研究』第47号, pp.20-27.
- 山口一男 (1999) 「出産・育児と女子就業との両立可能性について」「季刊社会保障研究』第55巻第1号, pp.52-64.
- 山口一男 (2005) 「少子化の決定要因について: 夫の役割、職場の役割、政府の役割」「季刊家計経済研究』第66号, pp.57-67.

特集：男女労働者の働き方か東アジアの低出生力に与えた影響に関する国際比較研究(その1)

韓国の極低出生力とセロマジプラン

鈴木 透

本稿の前半では、韓国の急激な出生力低下とその要因を検討する。伝統的家族価値の衰退が低出生力の原因とする見方は、より個人主義化が進んだヨーロッパや北アメリカの緩慢出生力を考えるに十分だった。韓国政府は1962年から大規模な家族計画事業を立ち上げ、避妊と中絶を強力に推進した。1970年代には、急速な経済発展と強力な家族計画プログラムによって、韓国の出生率は日本の1950年代に匹敵する急激な低下を見せた。合計出生率の低下は1977年の1.55でいったん底を打ち、再び上昇に転じた。しかし1984～88年の5年間は、日本を下回る水準だった。

韓国のような男児選好が強い社会で、出生率がこのように置換水準を大きく下回るというのは予想外の出来事だった。1970年代までは、父系制に伴う根強い男児選好が出生率低下を阻害すると予想されていた(石, 1972, pp.246-247)。ところが羊水検査や超音波法等による胎児の性鑑別技術が普及したことで、韓国・台湾では男児選好を維持したままの出生力低下を実現した。このため高い出生順位の女児を中心に選択的中絶が広く行われ、出生性比の異常が明確に観察された(Park and Cho, 1995; 林, 2002)。特に1990年代前半には1.15を超える異常に高い性比を記録したが、2007年によく106.1と正常範囲に戻った。しかし長らく異常な出生性比が続いたため、韓国統計庁の将来人口推計によると2025年のはじめに

2000年以後の韓国の出生力低下は、他の先進国に類似を見ないほど急激なもので、韓国の学会・言論界でも大きな問題となった。本稿では出生力低下の要因を、価値変動、結婚行動の変化、子の直接費用の高騰、労働市場の変化、女子の労働力参加に分け整理を試みる。韓国における高等教育の大衆化、低成長経済への移行、女子の労働力参加といったポスト近代的な社会経済変動は、日本より激烈あるいは葛藤が大きいようと思われる。すなわち教育熱はきわめて高く、労働市場の流動化に伴う非正規職の増加と賃金格差の拡大は大きく、伝統的性役割が残存するため妻の就業と家事・育児役割間の葛藤が強い。こうした諸条件が、日本より急激な出生力低下を招いたと見られる。

このような出生力低下を受けて、韓国政府は2006年に総合的な低出産・高齢社会対策である「セロマジプラン2010」を公表した。これは低出産対策、高齢者福祉対策、産業・労働政策から成る総合的人口政策パッケージである。低出産対策には様々な施策が盛り込まれているが、家族政策に熱心でない日米と比べても小さい予算規模(対GDP比)から見ても、即効性は期待できない。

I 韓国の極低出生力とその要因

1. 韓国の出生力低下

かつて日本時代から1960年代までの韓国の合計出生率は、5～6の非常に高い水準を維持していた(全光鉉, 2002, p.85)。朝鮮戦争後のベビーブームと高い人口増加率は、狭い国土に対し過剰人口の恐怖を感じさせるに十分だった。韓国政府は1962年から大規模な家族計画事業を立ち上げ、避妊と中絶を強力に推進した。1970年代には、急速な経済発展と強力な家族計画プログラムによって、韓国の出生率は日本の1950年代に匹敵する急激な低下を見せた。合計出生率の低下は1977年の1.55でいったん底を打ち、再び上昇に転じた。しかし1984～88年の5年間は、日本を下回る水準だった。

韓国のような男児選好が強い社会で、出生率がこのように置換水準を大きく下回るというのは予想外の出来事だった。1970年代までは、父系制に伴う根強い男児選好が出生率低下を阻害すると予想されていた(石, 1972, pp.246-247)。ところが羊水検査や超音波法等による胎児の性鑑別技術が普及したことで、韓国・台湾では男児選好を維持したままの出生力低下を実現した。このため高い出生順位の女児を中心に選択的中絶が広く行われ、出生性比の異常が明確に観察された(Park and Cho, 1995; 林, 2002)。特に1990年代前半には1.15を超える異常に高い性比を記録したが、2007年によく106.1と正常範囲に戻った。しかし長らく異常な出生性比が続いたため、韓国統計庁の将来人口推計によると2025年のはじめに

韓国の合計出生率は1989～2000年までは日本を上回ったが、2001年以降急激な低下を見せ始め、2002年に1.17、2005年には1.08という世界最低水準を記録するに至った。東アジアでは台湾の合計出生率が2005年に1.12と韓国に匹敵する水準まで低下しており、日本も2003～06年の間は1.3を下回った。かつて1990年代には南欧、東欧、旧ソ連圏で1.3以下の合計出生率が頻発し、ヨーロッパにおける極低出生力(Lowest-low fertility)の出現と呼ばれた(Kohler, et al., 2002)。この時期には世界最低水準の出生率は北欧・西欧を除くヨーロッパ各地に分布していたが、2000年代に入ると極低出生率の中心は東アジアに移った。かつて極低出生率の先頭走者だったイタリアやスペインの合計出生率は、1.2前後を底に最近は回復傾向を示している。これに対して韓国・台湾の合計出生率は1.2を大きく下回り、特に韓国は農村部を含む数千万の人口を持つ国として、初めて1.1を下回った点で衝撃的である。

2. 価値変動

1960年代から1980年代前半まで、出生力低下の先行走者はスカンジナビア諸国やベルクス諸国、およびドイツ・オーストリー等で、北欧と中・西欧に分布していた。これらの国では同様や海外出生の増加、離婚率の上昇、単独世帯や女世帯主世帯の増加といった後期産業社会的な変動が進んでおり、出生力低下もそうした一連の変化のひとつみなされた。第二人口転換理論(van de Kaa, 1987)は、人々の価値観の変化がこうした行動の変

化を導いたと主張する。置換水準付近までの第一人口転換の動因はアリエスの「子どもの誕生」で描かれる利他主義・家族主義の発現と社会的上昇移動への関心だった。一方で置換水準を下回る第二人口転換の動因は、世俗化・個人主義化に伴う利己主義の拡散にあるとされた。van de Kaa (1987, p.11) はこのような価値観の変化を、「“子どもは王様（king-child with parents）”から“親は王様（king-pair with a child）”へ」と表現した。

ところが1990年代に南欧、東欧、旧ソ連圏に極低出生力が出現すると、出生力とそれ以外の家族パターンの関係は逆転した。つまりかつては同棲や婚外出生が多く、離婚率が高く、女子の労働参加が進んだ国で出生力が低かったのだが、この関係が逆転してしまったのである。このことは、伝統的家族制度が比較的健全な国で出生力が低く、そうした家族的価値が崩壊した国の方が出生力が高いというパラドキシカルな現象をもたらした。これは序論に述べたように、北西欧の弱い家族紐帯を特徴とする家族パターンが極低出生力への低下を防いだのに対し、そうした特異な家族パターンを持たない南欧や東アジアでは必然的に極低出生力が出現したためと考えられる。

したがって東アジアの伝統的な家族主義の浸食は、ある程度出生力低下と関連するかも知れないが、なぜ北西欧より低い出生力が出現したかは説明しない。「子どもは必ず持たなければならぬ」に賛成する有配偶女子の割合が1997年の73.7%から2005年には23.4%まで激減したという調査結果（이삼식・외, 2005, p.236）は確かに印象的だが、出生力低下への影響を過大に評価すべきではない。実際、同じ2005年全国結婚・出産動向調査で有配偶女子の理想子ども数は2.3人で、まだ低出生力の段階（Jutz, et al., 2006）が憂慮される段階ではない。

そもそも伝統的価値の崩壊が、他の先進国より韓国ではるかに進んでいるために出生率が低いとは考えられない。現在の極低出生力をもたらしているのは、パートナーや子どもへの需要の低さではなく、需要達成を阻害する社会経済的要因の強さであると考えられる。したがって教育・広報・社会運動等を通じて結婚と出産を奨励しようという解法（김태현, 2006）には、有効性に疑問を持たざるを得ない。

김태현 (2005) のように伝統的家族価値の喪失が出生力低下の一因と指摘する者は、韓国の人口学者中でも少数派と思われる。実際、이인숙 (2005) の重回帰分析によると、皆婚規範や皆産規範のような価値観が子ども数に与える効果は有意でなかった。しかし後述のようにセロマジプランには、結婚・出産価値の涵養のような保守主義的側面が含まれている。これはセロマジプランが多様な勢力の妥協の産物で、保守派の意向も取り入れざるを得なかつたのだろう。

3. 結婚力と結婚出生率

東アジアではまだ婚外出生はごく少なく、2007年の婚外出生割合は日本が2.0%，韓国が1.6%，台湾が4.4%となっている。このため出生力低下は、結婚力（nuptiality）の低下と結婚出生率（marital fertility）の低下のいずれかに帰し得る。図1は日韓の人口動態統計における女子の平均初婚年齢で、これを見ると韓国の結婚力低下は日本以上に急速

に進んでいることがわかる。1990年の女子の平均初婚年齢は日本の25.9歳に対し韓国は24.8歳で、1歳の差があった。ところが2007年では日本の28.3歳に対し韓国は28.1歳で、晚婚化ではまさに日本を追い抜こうとしているところである。

図1 女子の平均初婚年齢（人口動態統計）

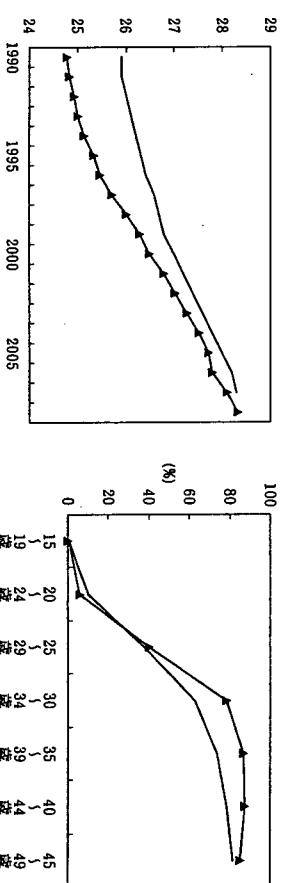


図2 女子の有配偶割合（2005年センサス）

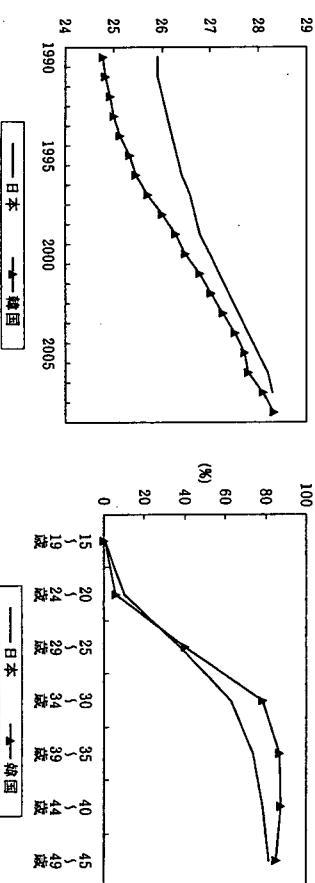


図2は日韓の2005年センサスにおける女子の有配偶割合を比較したものである。2005年時点での25歳未満の有配偶割合では韓国が日本を下回っており、若年女子の結婚の減少は日本を上回っていたことがわかる。しかし最近の変化は25歳以上には遅ておらず、25~49歳では韓国の有配偶割合の方が高い。最近では大部分の出生が25歳以上の女子から生じることを考えれば、韓国の方が日本よりずっと出生に有利な結婚パターンを持つと言える。ところが2005年の合計出生率は、日本の1.26に対し韓国は1.08だった。これは韓国の結婚出生力が日本よりも低いことを示唆する。

韓国の出生力低下に対する結婚力低下と結婚出生力低下の寄与を量的に評価するために、パリティ拡大指標を用いた要因分解を行った。まず2000年と2005年のセンサスから年齢各歳別の配偶関係別女子人口と既往出生児数（パリティ）別女子人口を得、一方人口動態統計から女子の年齢別初婚数と出生順別出生数を得た。これらから初婚ハザードとパリティ間移行ハザードを求め、15歳の全員未婚を初期状態として逐次ハザードを適用して多相生命表を作成した。第5子以上の出生はごく稀なので、最大パリティは4とした。婚外出生も上述のように稀なので無視し、未婚女子のパリティは常に0と仮定した。50歳の誕生日におけるパリティ分布から求めた平均パリティをPAP (Period Average Parity) と呼ぶことにして、これはパリティ拡大比を用いて次のように表せる。

$$PAP = R_s(R_0 + R_0 R_1 + R_0 R_1 R_2 + R_0 R_1 R_2 R_3) R_s R_m.$$

ただし R_s は50歳時の既婚割合、 $R_i (i=1,3)$ は50歳時パリティが i 以上の女子のうち $i+1$ 以上の者の割合（パリティ拡大比）である。PAPが結婚力を表す R_s と結婚出生力を表す R_m の積であることから、両者の効果は Kitagawa (1955) の方法で残差を生じず

表1 韓国の2000～05年の出生力低下の要因分解

	2000年	2005年	変化	(%)
結婚力 (R_c)	0.9115	0.8414	-0.1033	31.5
結婚出生力 (R_m)	1.6013	1.3443	-0.2252	68.5
第1子	0.8840	0.8294	-0.0478	14.5
第2子	0.6197	0.4635	-0.1369	41.7
第3子	0.0908	0.0482	-0.0373	11.4
第4子	0.0068	0.0031	-0.0033	1.0
総計 (PAP)	1.4596	1.1311	-0.3286	100.0

勢だったことがわかる。そのうち最も寄与が大きかったのは第2子出生の減少で、これだけで全体の41.7%を説明する。一方で第1子出生の減少（無子夫婦の増加）は、14.5%を説明するにとどまる。したがってこの期間の結婚出生力低下に最も寄与したのは、過延や中絶のようなパリティごとに異なり得る近接要因で、不妊や自然流産のようなパリティとの関連が弱い近接要因の影響は、相対的に小さかったと想像される。

4. 子の直接費用

有田（2006, pp.3-4）は韓国の教育熱の特徴として、韓国人が実際に負担する教育費が他国より高いという点で「高強度」であること、教育熱の沈静化が見られないという点で「持続的」であること、全ての階層で教育熱が高いという点で「普遍的」であることの3点をあげた。OECD *Education at a Glance 2008*による2005年の教育費支出の対GDP比で、韓国の7.2%はアイスランド（8.0%）、デンマーク（7.4%）に次いで高い（Table B2.1）。さらに教育費の公的・私的負担割合（Table B3.1）から私的負担教育費の対GDP比を求めるとき、韓国の3.0%はOECD内で最大で、強度の高さが確認できる。北欧の高い教育支出は90%を超える公的負担割合に支えられており、私的教育支出で韓国に次ぐのは米国（2.3%）、オーストラリア（1.5%）、日本（1.5%）、カナダ（1.5%）、ニュージーランド（1.4%）など新自由主義を標榜する英語圏や東アジア諸国である。

韓国で教育熱の強度が高いのは、それだけ教育の効用が高いためだが、その背景には強いホワイトカラー志向がある。それは肉体労働を蔑視する両班文化の伝統のためブルーカラー職の威信が低いことや、他者からの評価に非常に敏感な韓国社会の特徴や、もともと崇文主義的価値が強いため学歴取得自体が目的化しやすいという文化的な特徴に根ざしている（有田、2006, pp.284-285）。またヨーロッパや日本のようく封建制の伝統を持つ社会では階層が固定化しやすいのに対し、儒教圏では少なくとも理念的には社会全体に開かれた

科学の伝統を持つため、教育熱が普遍化しやすいと考えられる。

韓国では各世帯が競って私教育に支出するため、家計に占める教育費の比重は上昇を続いている（金明中、2004, p.6; Suzuki, 2005, p.31）。教育費の上昇により、子育ての費用も当然上昇している。박세경（2006, p.35）によると、1997年の調査では2子世帯の養育費が家計に占める割合は46%と推計されていたが、2003年の調査では61%にのぼるという結果が出た。このため父母の負担感はますます大きくなっている。経済的負担のために出産をあきらめる夫婦が多いという調査結果が多く出ている。たとえば女性部（当時）が2004年に都市居住女子を対象に実施した調査によると、既婚女子について出産計画がない理由（複数回答）の上位3項目は「教育費が負担で（28.0%）」「経済力がなくて（27.8%）」「養育費が負担で（13.3%）」だった（장혜경, 2004, p.98）。韓國保健社会研究院の2003年出産力調査によると、家計を圧迫している要因と目された上位3項目は、「私教育費（15.4%）」「養育費・公教育費（15.0%）」「税金・保険料等（13.6%）」だった（김승권 외, 2004, p.159）。

日本の内閣府が2006年4月に公表した「少子化社会に関する国際意識調査」の結果は、韓国でも大きく報道された。衝撃的だったのは、自分の国が子どもを生み育てやすい国だと答えた韓国人の割合が、他国を大きく下回った点だった。「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて19%という数字は、スウェーデン（98%）、米国（78%）、フランス（68%）はもちろん、日本（48%）をも大きく下回った。希望子ども数を達成できない理由として、韓国では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が68%と圧倒的に多く、日本（56%）や米国（31%）を大きく上回った。このことから、韓国人が他の先進国に比べ養育・教育費への負担感を強く感じていることがうかがえる。

5. 労働市場

一般に高度成長が終わって経済成長が停滞すると、若年の労働市場は悪化し、昇給・昇進の機会は減少する。経済成長期に育った若者は高いアスピレーションを持つため、将来への不安が大きく親世代と同じ生活水準に到達できないと考えると、結婚・出産を躊躇することになる（Easterlin, 1978; 山田, 1999; 2004）。

韓国の場合、1977~98年の経済危機が労働市場に劇的な変化をもたらした。金大中政権の労働市場改革は「柔軟化」をキーワードとし、政労使合意の上で整理解雇制度や人材派遣制度が導入され、流動性に富む効率的な労働市場を実現しようとした。労働者側から見ると、労働市場の柔軟化は非正規労働者の増大による雇用の不安定化、待遇の悪化、格差の拡大に他ならない。特に女子では、非正規労働者が大幅に増えた（明泰淑, 2004, p.25; 春木, 2006, pp.61-62）。専門職を目指す女子にとって状況は特に厳しく、1995~2000年の間に専門職の女／男比が低下し（은기수, 2002, pp.324-325），また専門職で賃金の男女格差が拡大したことなどが確認されている（明泰淑, 2004, p.26-27）。

経済危機からの回復過程で、階級間・産業間・地域間の格差が拡大した。労働者は人員削減により貧困化する一方、資本家は急成長産業への投資で儲けた。情報通信産業と輸出

依存産業（半導体・鉄鋼・自動車・船舶等）は成長を続けたが、内需依存産業は停滞を続けた。成長産業を多く抱える京畿道地域は成長を享受したが、他地域は回復が遅れた（刃真一・許仁成、2002, pp.70-72）。ジニ係数は1997年の0.283から1999年には0.320と急速に悪化した。景気回復で絶対的貧困は減少したもの、所得分布は悪化したとされる（郭洋春、2004, pp.35-37）。

韓国では非正規労働者の割合は低下しているとはいえ、2005年でも48%を占めており、日本の12%をはるかに上回る。非正規労働者の平均賃金は正規労働者の50~70%程度で、企業の福利厚生や公的保険から除外されるケースも多い。盧武鉉政権は2007年7月に非正規労働者保護法を施行し、非正規労働者を2年を超えて雇用することはできなくなった（チョイ、2008, p.74）。しかし施行後2年を経過した2009年7月には、与党のハンナラ党が正規職転換への猶予期間延長を主張し国会が空転した。

図3a 20~34歳男子の失業率

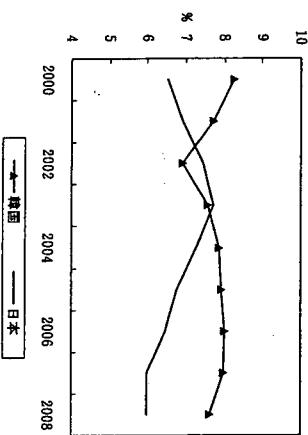
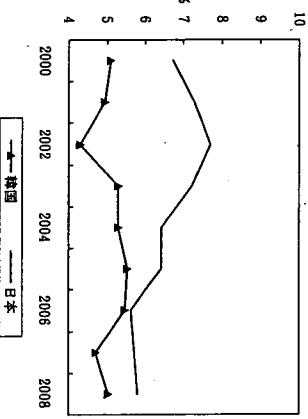


図3b 20~34歳女子の失業率



こうした若年層の就職難、非正規職の増加、雇用の不安定、格差の拡大といった変化が近年の韓国の出生力低下をもたらしたと主張する者は多い。차경우 (2005, pp.55-56) は、1970年以後出生コートホールドの晚産化は、経済危機のため就業できなかった女子の所得低下によると解釈した。Kim DS (2005, pp.13-14) は、超低出生率社会では所得効果は正と仮定されるため、経済危機以後の労働市場の非安全性（レイオフ、失業、非正規就業）は、相対的剥奪への恐怖を通じて結婚力と出生力を低下させたとした。은기수 (2005, p.29) は労働市場の変化が結婚力に与えた効果に注目し、男子から見れば伝統的な扶養者役割を果たせるかが不安で結婚を躊躇し、女子から見れば結婚するに値する相手が消えてしまつたと指摘した。김승근 (2004, pp.11-12) も景気沈滞・職場不安定が結婚忌避・出産忌避をもたらす一因であるとし、特に男子で経済的基盤がないために結婚できないと答える者が多く、特に住宅費用の高さと職場の不安定さが問題とした。

図3は日韓の20~34歳の失業率（5歳階級別失業率の単純平均）を比較したものである。日本では景気回復を反映して、2002~03年から失業率は低下傾向を示し、これが出生率の回復にも寄与したと想像される。これに対し韓国は横這いに近く、日本のような回復基調

は見られない。調査方法の差異があるため水準自体の比較は難しいが、趨勢から見て韓国の方が日本より閉塞感が大きいのではないかと思われる。

こうした客観的指標にあらわれる以上に、韓国人の不安感・閉塞感を強める社会心理的条件が存在し、それが「子どもを生み育てにくい国」という認識につながっているとも考えられる。たとえば経済危機の経験は、たとえ経済が順調に見えても一寸先はわからず、簡単に将来に希望を持てない韓国人が増えたのかも知れない。実際に2008年にはサブプライムローン危機を契機に急激なウォン安が進み、第二のIMF経済危機が心配された。中國経済は急成長を続けているが、もしも韓国型の崩壊が訪れるとしたら、最大の輸出先であるだけに韓国への影響も大きいだろう。さらに厄介なのが、北朝鮮問題である。2006年7月のミサイル発射実験以後、北朝鮮は挑発的な行動を続け、政権崩壊の予兆との見方もある。北が崩壊し韓国に吸収される場合の統一コストはとてつもないものになり、1998年の経済危機をはるかに超える激甚な混乱を長期にわたってもたらす可能性が高い。

6. 女子の労働力参加

Becker (1991, p.350) によると20世紀後半の様々な家族変動をもたらした主要因は、女性の経済力の向上だった。女子の就業機会の増加によって、市場活動に向けられる時間が増え、それは子供の相対費用を引き上げた。性分業から得られる利得が減ったため結婚の利得も低下し、離婚率が上昇し、同様・女世帯・非嫡出出生が増加した。

国際比較では女子の労働力率と出生率の脈相関が見られるようになつたが、これは仕事と家事・育児の両立可能性を先行変数とする疑似相関である。北西欧文化圏のように両立可能性が高い地域では女子労働力率・出生率とも高く、それ以外の低出生力国ではともに低い。つまり女子労働力と出生力の間に正の因果関係があるわけではない。実際に日本では、多くのマイクロデータ分析で妻の就業の出生抑制効果が確認されている。しかし韓国では、妻就業の出生抑制効果が確認されているとは言い難い状況である。이삼식・와 (2004) は2000年全国出産力調査を用い、妻が就業を中断した場合、就業を継続した場合に比べて既往出生児数が少ないと示した。しかし妻が結婚後継続未就業だった場合も就業中断コースに比べ出生力が低く、就業を抑圧する何らかの要因が出生力も抑圧していると見られる。전광희 (2006) は2005年結婚出産動向調査を分析したが、妻の結婚後の就業の効果は有意でなかった。윤홍식 (2007) は2007年9月～10月の電話調査を行い、妻の就業が第2・3子出生確率に有意な効果がないことを示した。이삼식 (2007) は2006年全国出産力調査を行い、妻の就業がむしろ出生促進効果を持つことを示した。

ここでは韓国保健社会研究院『2005年全国結婚及び出産動向調査』を独自に分析した結果を示す。この調査は2005年5～6月に20~44歳既婚女性と同年齢帯の未婚男女を対象に実施された。ここで分析するのは、2004年頭に既往出生児数（パリティ）が0から1だった有配偶女子で、パリティ0が425人、パリティ1が688人である。被説明変数は、2004年頭から調査時点までのパリティ0から1への移行（第1子出生）と、パリティ1から2への移行（第2子出生）である。分析方法は通常（OLS）のロジスティック回帰分析を

表2 記述統計

用いる。

	パリティ0	パリティ1
出生	425	688
特別市・広域市	0.3835	0.2267
高卒	0.4259	0.4390
大卒	0.3788	0.4913
妻年齢	0.6141	0.4695
妻初婚年齢	29.2988	33.2907
妻就業時間(時間／週)	27.0024	25.4651
夫就業時間(時間／週)	20.9553	19.1584
妻所得(万ウォン／月)	52.6071	52.9084
夫所得(万ウォン／月)	194.7176	222.2805

限ると、それよりいくぶん低い。妻学歴に関しては、中学卒を準拠カテゴリーとし、高校卒・大学（専門大学を含む）卒を表すダミー変数を用いた。パリティによる大卒割合の違いは、最近の大学進学率の急激な上昇を反映するものだろう。調査時の平均年齢は、パリティ0の妻が29歳、パリティ1の妻が33歳である。晚婚化も急速に進んでいるため、パリティ0の妻の方が平均初婚年齢が高い。妻の就業時間は、パリティ0の妻が週に21時間、パリティ1の妻が19時間となっている。夫の週当たり労働時間は52～53時間で、かなりの長時間労働である。妻の就業時間は夫の37～40%なのに対し、賃金は夫の24～31%にどまり、賃金の男女差を反映している。

表3がロジスティック回帰分析の結果で、大都市の低出生力は第2子出生確率の低さに現れている。妻の現在年齢が高くなるほど出生確率が下がるが、早婚の妻ほど出生力が弱いという効果も、第2子出生にのみ見られる。妻の学歴の効果は、第1子・第2子出生確率とも有意な影響を与えていない。妻の勤務時間の出生抑制効果は第2子にのみ見られ、第1子に対する符号は負だが有意ではなかった。一方で妻所得の出生抑制効果は、第1子にのみ見られた。つまり所得が高く出産の機会費用が大きい妻は第1子出産に踏み切れず、第1子を生んだ妻も就業形態が柔軟でなかったり賃金が低すぎて勤務時間を減らせない場合に第2子出産に踏み切れないという状況が想像できる。夫の勤務時間や所得の効果は有意でなかった。

以上の結果から、妻の就業は出生抑制効果を持つと見るべきである。それは就業と家事・育児の両立可能性が北西欧に比べ低いため、出産の機会費用が大きいためである。いさむ（2006, p.11）によると、45歳以下の有配偶女子の出産による経験中断は41.2%になっている。以前に比べて結婚退職は減ったものの、出産・育児による退職が増加しており、高学歴女子ほど経験中断が著しいとされる（春木, 2006, pp.67-68）。

表3 パリティ移行に対するロジスティック回帰分析

	パリティ0→1			パリティ1→2		
	b	std err	t	b	std err	t
切片	0.7307	1.5941	0.4584	-4.4994	6.3237	-0.7115
特別市・広域市	-0.2414	0.2195	-0.0998	-0.5585	0.2032	-2.7483 **
妻年齢	-0.0116	0.0428	-0.2706	-0.1941	0.0329	-5.5942 **
妻初婚年齢	-0.0420	0.0520	-0.8090	0.1601	0.0414	3.8672 **
妻高卒	0.1754	1.3219	0.1327	5.7438	6.2518	0.9188
妻大卒	0.4733	1.3209	0.3584	5.7818	6.2522	0.9248
妻勤務時間	-0.0111	0.0078	-1.4361	-0.0256	0.0091	-2.8119 **
夫勤務時間	0.0058	0.0071	0.8113	-0.0030	0.0067	-0.4537
妻所得 ²	-0.0093	0.0046	-2.0144 **	0.0027	0.0043	0.6437
夫所得 ²	1.95E-05	0.0000	1.3971	-7.39E-07	0.0000	-0.0694
夫所得	0.0009	0.0025	0.3482	0.0025	0.0028	0.8873
夫所得 ²	1.07E-06	0.0000	0.3257	-3.97E-06	0.0000	-0.8377
絶交動	565.9007	424 df		736.5897	687 df	
残差変動	514.2898	413 df		633.1310	676 df	

**p<.01

仕事と家庭の両立可能性を制限している要因としては、出産休暇や育児休暇等の法制度上の未整備や、多様な育児サービスの供給不足や、フレキシブルな勤務形態の未普及等が考えられる。保育サービスの供給はニーズを大幅に下回っており、充足率は0～2歳で34.2%，3～5歳で68.1%に過ぎないと推定されている（김승권, 2004, p.19）。韓国では0～2歳児の保育サービス利用率が特に低いが、95%が民間施設で信頼性が低いこと、乳幼児を非親族に任せることへの抵抗感が理由とされる（春木, 2006, pp.70-71）。出産休暇（産前・産後休暇）の取得率は高いとされるが、12.5%の女子就業者が職場内で出産休暇を自由に利用する雰囲気がないと答えた（김승권, 2004, pp.19-20）。

II 韓国の出生政策

1. 出生関連政策の変遷

朝鮮戦争直後の米国に従属する低開発経済、貧困と失業の蔓延、ベビーブームによる高い人口増加率、狭い国土に高い人口密度といった状況は、人口爆発の恐怖を実感させるに十分だった。朴正熙政権は1961年の政権奪取直後から家族計画事業を強力に推進し、様々な手段で出生抑制に努めた。これによって韓国の第一次人口転換が急速に進んだが、全斗煥政権に変わった1980年時点ではまだ置換水準を上回る2.8を維持していた。そのため1981年の新人口政策ではさらに出生抑制策を推進し、1988年までに置換水準を達成することとした。その結果、目標より4年早い1984年に置換水準が達成され、日本より低い出生率を記録した。しかし1986年になても韓国政府は、自国の出生率が高すぎると考えて出生抑制策をとり続けた。それ以前の高出生率が念頭にあり、簡単には発想を転換できなかつたためと思われる。1988年に経済企画院は、人口政策の目標を人口質と生活の質の向上

に転換するよう提言した。1994年のカイロ国際人口開発会議の結果を受け、人口政策審議委員会が発足し新たな人口政策が検討された。こうして韓国政府は1996年の新人口政策をもってようやく出生抑制策を廃止し、出生率の現状維持に方針を転換した。(최은영・외, 2005, pp.70-73; 山地, 2003, pp.62-64; 松江, 2009, pp.81-82)。

政策目標が現水準維持に変わった1996年以降も、韓国の出生率は低下を続け、一部では出生促進策の必要性が叫ばれたが、政府はこれに応じなかった。金大中政権は、1997年に起きた経済危機への対応で手一杯で、人口問題まで手が回らなかつたものと思われる。また国民の心に深く刻み込まれた人口爆発への恐怖感も、出生促進策への転換を遅らせる作用があった。このため、日本が1990年の「1.57ショック」を契機に出生促進策に踏み出したのに対し、韓国は盧武鉉政権に入った2003年に前年の出生率1.17が明らかになつたことによってようやく出生促進策の必要性が合意された。

2005年5月、「低出産及び高齢社会基本法」が制定され、日本の「エンゼルプラン」と「ゴールドプラン」を合わせたような低出産・高齢社会対策5ヶ年計画を樹立することとした。9月に同法が施行に入り、大統領を委員長とする低出産・高齢社会委員会が発足した。「参与政府」を標榜する盧武鉉政権は、経済団体、労働団体、市民団体、女性団体等が参加する連席会議の場で政策討論を重ね、広汎な社会的合意を目指した。こうして2006年6月に第1次低出産・高齢社会基本計画（2006～10年）として「セロマジプラン2010」が発表された。「セロマジ」の「セロ」は最初・新規を意味し、「マジ」は最後・終了の意味で、合わせて低出産対策+高齢化対策を意味する造語である。

2. 低出産対策の概要

セロマジプラン2010は、「低出産対策」「高齢者福祉対策」「産業・労働政策」「対策の宣伝と実行」の四部からなる。このうち低出産対策部分は、次のように「出産・養育に対する社会的責任の強化」「家族親和・両性平等社会文化の造成」「健全な未来世代の育成」の三部からなる。このうち最後の「健全な未来世代の育成」は児童福祉政策が主で、出生促進策としての意味合いは弱いので、ここでは検討しない。

セロマジプラン2010—低出産対策部分

1. 出産・養育に対する社会的責任の強化

- 1-1. 子育て家庭の経済的・社会的負担の軽減
- 1-1-1. 嬰幼児保育・教育費支援の拡大
- 1-1-2. 放課後学校拡大等の私教育費負担の軽減のための支援
- 1-1-3. 子育て家庭に対する租税および社会保障惠澤の拡大
- 1-1-4. 子育て家庭に対する住居安定支援
- 1-1-5. 国内養子縁組の活性化
- 1-1-6. 子育て家庭に対する児童手当の支給
- 1-2. 多様で質の高い育児支援インフラの拡充

3. 経済的支援とインセンティヴの付与

- 韓国では低所得世帯の5歳以下の児童の保育・教育費を支援しているが、セロマジプランではこの支援対象と支援額を段階的に拡大するとしている。実際に2007年1月には、支援対象が都市労働者世帯の平均所得の70%以下の中世帯から平均所得以下の世帯すべてに拡大された。世帯所得が平均を下回るか否かは、実際の月平均所得に財産を所得に換算した「月所得認定額」によって判断される。この際に所有する自家用車を月収に換算する方法が実態に合わないとして、苦情が相次いでいるという（東亜日報, 2007年2月2日）。低出産の元凶とされる私教育費負担の軽減のためには、放課後学校の活性化、小学校低

- 1-2-1. 育児支援施設の拡充を通じた保育需要の充足
- 1-2-2. 民間保育施設サービスの改善
- 1-2-3. 需要者中心の多様な育児支援サービスの拡大
- 1-3. 妊娠・出産に対する支援の拡大
- 1-3-1. 母性および嬰幼児健康管理の体系化
- 1-3-2. 不妊夫婦の支援
- 1-3-3. 産母介護士の支援

2. 家族親和・両性平等社会文化の造成

- 2-1. 仕事と家庭の両立環境の造成
- 2-1-1. 産前後休暇給与等の支援の拡大

- 2-1-2. 育児休職制度の活性化および勤労形態の柔軟化
- 2-1-3. 出産・育児期以後の労働市場復帰の支援

- 2-1-4. 家族親和的企業認証制度等の職場文化改善

- 2-2. 学校・私教育の強化および家族文化の造成

- 2-2-1. 家族価値観確立のための学校教育の強化

- 2-2-2. 家庭価値観確立のための私教育の強化

- 2-2-3. 親密で平等な家族生活文化の造成

3. 健全な未来世代の育成

- 3-1. 児童・青少年の安全な成長環境の造成

- 3-1-1. 児童の事故予防のための社会基盤の造成

- 3-1-2. 児童虐待の予防および放任児童保護体系の強化

- 3-1-3. 学校暴力の予防・根絶対策の強化

- 3-2. 児童・青少年の健全な成長のための社会的支援システムの確立

- 3-2-1. 地域社会の児童・青少年保護機能の強化

- 3-2-2. 児童管理制度のための社会システムの構築

- 3-2-3. 児童・青少年の創意性向上のための文化芸術教育の支援

- 3-2-4. 有害環境からの青少年の保護

- 3-2-5. 学校の健康管理機能強化のための与件の造成

学年のための初等保育プログラムの拡大、各種放課後プログラムの連携・統合、サイバー家庭学習サービスの充実が提案されている。放課後プログラムは各学校が自校の生徒のために運営しているが、生徒がどの学校のプログラムに参加するか自由に選べるようにして競争原理を導入し、学習塾や家庭教師の代替を目指すことが提唱されている。このうち低学年の生徒を預かる初等保育プログラムは、2006年現在20.4%の学校が実施しているが、これを2010年までにすべての小学校に拡大するとしている。こうした放課後プログラムは、青少年委員会・文化観光部・女性家族部等がはばらばらに管轄しているが、これらの連携を模索し、長期的には一本化をはかるべきであるとされる。インターネットを通じたサイバー家庭学習サービスは2005年から全国で実施されているが、これをさらに充実させ私教育費を軽減することを狙っている。

李明博大統領は「学校満足二倍、私教育費削減半」を公約に当選した。私教育費削減策としては、夜10時以降の学習塾の営業を禁止する学院法改正が議論されたが、ハシナラ党の反対で頓挫した。「地方自治体ごとに条例で定めるべき事案を、一律に規制するのは李明博政府の自律という政策基調に合わない」というのが反対の理由だった（聯合ニュース、2009年5月18日付）。現状ではソウルは夜10時、釜山は11時、残る市道では12時までの講習が可能である。教育科学技術部は6月に公教育の教科と修学能力試験（大学入試）の科目数を削減すると発表した。しかしこれでは私教育費削減効果は期待できないという批判を意識したのか、7月に学習塾の時間外講習の取り締まりを強化した。この際に「学バッヂ」と呼ばれる学院申告報賞金制度を導入し、学習塾の不法営業や不当な料金への被害届に200万ウォンまでの報奨金を出すと発表した（ハンギヨレ、2009年7月6日付）。

韓国において子の扶養に伴う所得税控除による税の軽減幅は、他の先進国に比べ懶々たるものである。OECD, *Taxing Wages 2004/2005*によると、単身世帯の所得税負担率2.7%に対し、夫婦と二子からなる4人世帯は1.5%とほとんど差がない。2010年に予定されている税制改革では、多子世帯を優遇する方向で控除体系が変更される。その結果、年収4000万ウォン基準で単身世帯が4.8%，4人世帯は2.9%の税負担となる（聯合ニュース、2008年9月4日付）。

租税以外のインセンティヴとしては、まず各種保険料の軽減が考えられる。セロマジプランでは、2子以上の世帯の健康保険料を軽減する方案と、国民年金に出産クレジット制度を導入する案が検討されている。後者については、第2子に1年、第3子以降に1年6ヶ月分の国民年金保険料を免除する案が提示されている。

住宅政策としては2006年8月から、新築アパートの3%を3子以上の世帯に優先分譲する政策を実施に移した。この施策に関し応募が集まりにくいという批判を受けて、申請を市町村役場だけでなくモデルハウスで建設会社が直接受け付けるようにした（聯合ニュース、2006年9月22日）。

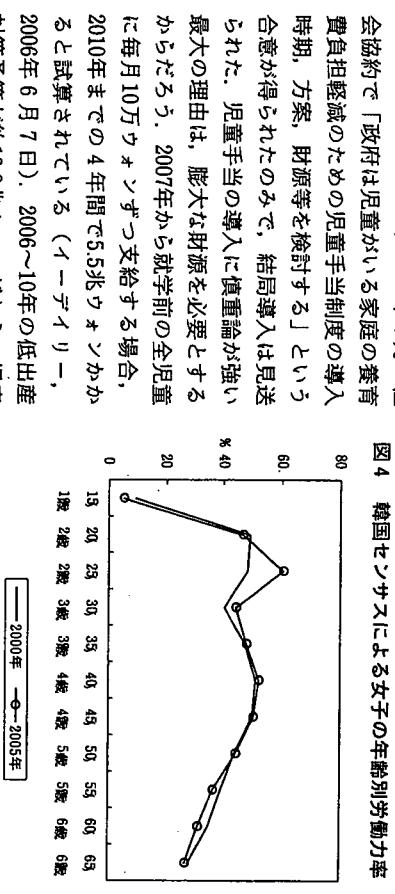
出生力水準が公共的に望ましい水準を下回るという事態は市場の失敗の一種で、子どもの利得の一部が外部性に属しているためと捉えることができる。Kim JH (2007) の試算では、国防や世代間移転を通じて子ども一人当たり2万ドル近い外部利得があり、これは児童手当については、2006年6月の社会協約で「政府は児童がいる家庭の養育費負担軽減のための児童手当制度の導入時期、方案、財源等を検討する」という合意が得られたのみで、結局導入は見送られた。児童手当の導入に慎重論が強い最大の理由は、膨大な財源を必要とするからだろう。2007年から就学前の全児童に毎月10万ウォンずつ支給する場合、2010年までの4年間で5.5兆ウォンかかると試算されている（イーディリー、2006年6月7日）。2006～10年の低出生率対策予算が約18.9兆ウォンだから、児童手当を導入すると一気に30%近く増加することになる。

児童手当の副作用について懸念が提示されている。조윤영 (2007) は、動的なライフサイクル・モデルによるシミュレーション分析を通じて副作用の存在を裏づけた。結論として、「(児童手当のような) 労働市場参与の有無と関係なしに給与を提供する方式は、労働市場参与の必要性を減らすことになり、労働供給を減少させ、それによる税収の減少をもたらすため望ましくない」とされる。

女子の労働力参加の動向も、こうした副作用への懸念を裏つけるものである。図4は2000年と2005年センサスの年齢別女子労働力率を比較したもので、25～29歳で顕著に上昇したものの、これは近年の急速な晚婚化・未婚化によると思われる。これ以外では30～34歳を除いて1%ポイント以上上昇した年齢層はなく、むしろ低下した年齢層が目立つ。このような状況で就業のディスインセンティヴを考えれば、女子の社会参加がますます停滞し、ジェンダー間平等の達成に障害になるというのがフェミニスト・グループの主張と見られる。

4. 保育サービス

セロマジプランの保育サービス政策は、公的および職場内保育（1-2-1）、民間保育（1-2-2）、保育サービスの多様性（1-2-3）に分けて論じられる。このうち公的保育施設については、民間に比べ質の高さが評価されているものの供給が追いつかず、保育サービス利用児童全体に国公立保育所が占める割合は11.3%にとどまっている。連席会議ではこれを50%に高めることを目標とすべきと主張する労働界・女性界・市民団体と、10%水準で



よしとする政府の間で対立したが、結局中長期的に30%を目標水準とすることで合意した（聯合ニュース、2006年6月16日）。

韓国の「嬰幼児保育法」では、常勤の女性労働者が300人以上の事業所に職場内保育施設の設置を義務づけていたが、2006年からは男女合計で500人以上の事業所も設置義務の対象となつた。しかし設置義務の履行率は低く、2006年6月末基準で設置義務がある事業所807ヶ所のうち、履行している事業所は361ヶ所（45%）に過ぎない（市民日報、2006年11月2日）。これは履行違反に対する罰則がないためで、罰則とインセンティヴを同時に導入すべきとの意見もある。しかしぜロマジプランでは、関係部署が合同で長期実態調査を実施し、義務履行の有無を集中管理するとあるので、罰則導入の予定はない。김승천（低出産高齢社会本部長）は、「職場保育施設の設置を強制すれば、女性労働者忌避等の副作用が生じ得る」と答えた（イーディリー、2006年6月7日）。

保育サービスの多様性に関しては、夜間保育や時間制保育の供給不足が指摘されている。ゼロマジプランでは夜間保育のための保育士数を、2006年の3000人から2010年には7000人に増やし、また終日制幼稚園を2005年の62.5%から2010年に100%まで拡大することを目指としている。一時に子どもを預ける時間制保育については、特に具体的な目標はない。

5. リプロダクティヴ・ヘルス

母子保健一般に関しては、新生児の健康管理のための電算網の構築、出産・育児関連の情報提供・相談サービスの運営、予防接種事業の拡大、母子健康・栄養管理プログラムの推進等が計画されている。しかしこれらは出生促進策としての意味合いは薄く、出生促進効果も間接的だろう。より直接的に出生力と関連するのは不妊治療支援で、健康保険の適用がごく限られているため、人工授精の施術がきわめて高額なのが現状である。そこで2006年から、体外受精に150万ウォンを2回まで支援する取り組みが始まった。また2007年11月からは生後4ヶ月、9ヶ月、18ヶ月、30ヶ月および満5歳の5回の健康診断を無料で提供する「嬰幼児健康検診」制度が導入された。

韓国では出産直後に、産後処理院や産後介護士のような民間のサービスを利用する夫婦が増えている。しかし2週間に100万ウォン以上と高額なため、低所得層は利用できず、相対的弱感が増していると見られる。2006年時点で基礎生活保障（生活保護）受給者には離産給与が支給されているが、これを漸次拡大する計画である。また保健福祉部は三星生命と、年間140人の産後介護士を派遣する契約を結んだ（京鄉新聞、2006年6月12日）。台湾の人口政策白書には中絶と出生性比不均衡の是正に関する項目があるが、ゼロマジプランにはそのような項目はない。韓国の出生性比は2007年に106.1と25年ぶりに正常値を回復したが、ゼロマジプラン制定時には既に正常値に近づいていたためだろう。

6. 両立支援策
韓国の出産休暇（産前後休暇）は90日までで、休暇中の給与の1/3は雇用保険から支出されるが、残る2/3は雇用主の負担で、これが取得率を引き下げる要因と指摘された。そ

こで中小企業に限り、2006年1月から90日分の給与全額を雇用保険から支給している。中小企業への給与全額負担に加え、2006年からは妊娠16週以上の流産・死産に対し、妊娠期間によって30～90日の休暇を付与することとした。妊娠期間が21週以内であれば30日、22～27週であれば30日、28週以上であれば90日の休暇が与えられる。また2008年には、3日間の配偶者出産休暇が法制化された。

韓国の育児休暇は1989年に導入され、現行では満3歳未満の子の育児に対して1年間まで認められ、月50万ウォンの育児休暇給与が支給される。低調な休暇制度を活性化させるため、2008年6月の男女雇用平等法改正でそれまで1歳未満だった取得資格を3歳未満とし、40万ウォンだった休暇給与を50万ウォンに引き上げた。同時に3歳未満の子を持つ労働者が週15～30時間の範囲で勤務する育児期勤労時間短縮制が導入された。

ゼロマジプランでは、包括的な主婦の職場復帰プログラムとして「職場栄養教育」「基礎職務能力の培養」「専門的職業能力の開発」「雇用支援サービス」という四段階を踏む訓練・就業支援プログラムが計画されている。また、経歴断絶女性休職者データベースを構築し、既存の女性労働力開発センターや女子大生キャリア開発センターと連携して就職を支援する計画もある。さらに家族親和的な職場文化を定着させるために、家族親和的な企業経営モデルを開発し、優良企業を認定してインセンティヴを与える法案を策定している。

ゼロマジプランの採択後の2006年7月から、妊娠34週以後に契約が終了する非正規職女性労働者を継続雇用する事業主に「出産後継続雇用支援金」支援されている。これは月40万ウォンを6ヶ月支給するもので、その女性労働者を正規職に採用した場合は月60万ウォンが6ヶ月支給される。さらに2007年3月から、出産等で離職した女性労働者を新規採用する事業主に、月30万～60万ウォンの「お母さん採用奨励金」が最長1年間支給される。

図4 韓国センサスによる女子の年齢別労働力率

2000年センサス			2005年センサス		
25-29歳	子なし	子あり	25-29歳	子なし	子あり
非就業	12.6	56.5	69.1	15.6	47.5
就業	11.9	19.1	30.9	19.3	17.6
計	24.4	75.6	100.0	34.9	65.1
30-34歳	子なし	子あり	30-34歳	子なし	子あり
非就業	3.7	60.9	64.6	5.5	58.0
就業	3.2	32.2	35.4	6.0	30.5
計	6.9	93.1	100.0	11.5	88.5
35-39歳	子なし	子あり	35-39歳	子なし	子あり
非就業	1.9	53.1	55.1	2.4	53.2
就業	1.6	43.4	44.9	2.2	42.3
計	3.5	96.5	100.0	4.6	95.4

こうした両立支援策の効果は、M字型曲線の変化にも現れ得るが、より直接的には就業する母親の比重の変化によって評価できるだろう。表4は韓国のセンサスによる既婚女子の労働力参加×出生力のクロス表で、労働力は「就業」「非就業」の2状態、出生力は「有子」「無子」の2状態とした最も簡単な 2×2 表である。両立支援策の効果は、この表の右下セルの「就業する母親」の比重の増加として現れるだろう。残念ながら2000～05年の変化としては、どの年齢層でも就業する母親は減少しており、25～29歳では19.1%から17.6%へ、30～34歳では32.2%から30.5%へ、35～39歳では43.4%から42.3%へと低下した。次のセンサスまでに両立支援策がこの傾向に歯止めをかけることができるかが注目される。

7. 家族価値観の涵養

セロマジプランでは、学校教育と私教育を通じて家族価値観を確立し、親密で平等な家族生活文化を造成することが明確に語られている。すなわち学校教育で結婚・家族の価値を強調し、出産・育児の幸福を認識するよう教育すると明記されている。この点では保守主義的価値観が勝った内容になっているが、一方では教科書から伝統的性役割を肯定・強化する記述を削除するが求められている。おそらく韓国版のフェミニスト・グループは、このような内容が含まれたことに満足し、保守主義的価値を含ませることに同意したのだろう。この点ではフェミニズム的価値観が支配的で、公教育で両性の家事・育児分担教育を強化することが語られている台湾の人口政策白書とは対照的である。ただし為政者が望ましい行動様式を決定して国民を導くという儒家的発想では、韓国・台湾とも共通している。

8. 評価

セロマジプランの予算は2006～10年の5ヵ年で32.1兆ウォンで、うち低出産対策には18.9兆ウォンが当たられる(松江, 2009, p.86)。1年当たりの低出産対策予算は、平均3.8兆ウォンほどになる。これを2008年の韓国の国内総生産で割ると、3.8/1023.9=0.37%となり、0.8%程度である日本よりも低い。勝又(2003, p.21)によると1993年の家族支援給付で韓国は日本・米国・スペインとともに最下位グループを形成したが、韓国の現金給付はグループ内でも最下位だった。この状況は、セロマジプランが計画通り実施されても変わらない。

セロマジプランの予算が他の先進国に比べて微々たる水準であることは広く知られており、これで十分と評価する者はいないだろう。それでもセロマジプランの策定に関わった人口学者を中心に、出生促進策の有効性を主張する者は多い。김승권(2004, p.31)は、「総合的・体系的な出産回復政策を効果的・効率的に推進すれば、約10年後には合計出産率が約1.6水準に回復するだろう」と、きわめて楽観的な展望を示した。이삼식(2006, pp.16-17)は、スウェーデンやフランスの出生率回復を政策の効果として、政策努力の重要性を強調した。최은영(2006, p.23)は、保育サービス、特に公的保育施設を供給する施策の有効性を強調した。

Yun Hong-sik (2007) のロジットモデルでは、保育費支援策と両立支援策の受給は出生確率に有意な正の効果を持った。Lee SS (2009) によると、教育費支援対象児童数、放課後教育在籍率、職場内保育施設数、延長保育受給児童数、養護学校の全日制割合、母性保護サービス受給率といった指標で2006年に大きな改善が見られた。2007年全国調査のマイクロデータ分析でも、政策は有意な出生促進効果を見せた。第2子出生に促進に有効だったのは、母子保健栄養支援、両立支援、育児・幼児教育への経済的支援の順だった。第3子出生促進に有効だったのは、育児・幼児教育への経済的支援、両立支援、母子保健栄養支援の順だった。

韓国の合計出生率は2005年の1.08から2007年には1.26まで回復した。これには2006年が結婚に良いとされる双春年、2007年がその年に生まれた子は金持ちになると語られる黄金年だったという暦年効果が指摘されている。たとえ一部が政策効果だったとしても、このまま1.6といった緩慢出生力水準まで回復すると見るのは楽観的に過ぎよう。北西欧や英語圏との出生力格差は、家族パターンや雇用環境、若年層の雇用不安といった家族政策を超える構造的要因(阿藤, 2005, pp.50-54)にも根ざしているからである。

おわりに

韓国の人口動向は、出生率のみならず都市化、高学歴化、晚婚化、離婚率・自殺率の上昇、国際結婚の増加といった多くの面で日本を追い越したか、追い越しつつある。したがってベンチマークの対象としても、韓国の人口動向はますますその重要性を増しているといえる。特に出生率は既に世界最低水準であり、数千万の人口大国で出生率がどこまで下がり得るのかを見せてくれる先頭ランナーである。極低出生率の中心が南欧・東欧から東アジアに移ったことで、韓国を中心とする東アジアの出生率の比較研究も、ますます注目を集めることになる。

出生力の社会経済的要因に関して、韓国では日本よりも確かに極端な変化が見られる。教育への人的資本投資は急増し、しかも私教育費という形で子どもを持つ夫婦に過酷な負担をかけている。経済危機は労働市場を劇的に変え、将来への不安感を増大させた。女性の地位の向上はまだ発展途上で、仕事と家庭の両立可能性が低く、妻=母が就業する場合の負担は大きい。

韓国では金大中・盧武鉉と左派の大統領が続いたにもかかわらず、経済規模に比べ政府予算が少ない「小さな政府」を維持している。金大中の場合は、IMFからの指示で新自由主義的な政策を探らざるを得なかった経緯がある。金大中のいわゆる「生産的福祉」は、公共部門の負担抑制を至上命題としており、きわめて米国的・新自由主義的なものである(金早雪, 2004)。盧武鉉政権も少數与党の状態が続き、増税のような思い切った措置に踏み切れなかった。2008年に右派の李明博政権に代わったことから、新自由主義的な傾向はさらに強まっている。したがって小さな政府による新自由主義的政策、米国や日本よりもさらに少ない少子化対策予算という状況は、当分の間変わらないと予想される。

- 이삼식 (2006) 「저출산 원인구조의 정책방향」, 「보건복지포럼」 111호, pp. 5-17.
- 이삼식 (2007) 「한국과 외국의 출산증가 원인과 정책적 함의」 최근 출산율변동과 원인에 관한 경제토론회, 2007년 11월 26일, 한국보건사회연구원.
- Becker, Gary S. (1991) "Demand for Children," in *A Treatise on the Family, Enlarged Edition*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, pp.135-154.
- Caldwell, John C. (2006) *Demographic Transition Theory*, co-authored by Bruce K. Caldwell, Pat Caldwell, Peter F. McDonald and Thomas Schindlmayr, Dordrecht, Springer.
- Easterlin, Richard A. (1978) "What Will 1984 Be Like? Socioeconomic Implications of Recent Twists in Age Structure," *Demography*, Vol.15, No.4, pp.397-421.
- Kim, Doo-Sub (2005) "Theoretical Explanations of Rapid Fertility Decline in Korea," *The Japanese Journal of Population*, Vol.3, No.1, pp.2-25.
- http://www.ipss.go.jp/webj-ad/WebJJournal.files/population/2005_6/kim.pdf
- Kim, Jung-ho (2007) "Recent Fertility Decline and Its Implication for Population Policy in Korea," paper presented at International Symposium on Social Policy in Asia, Public Economics Group, Hitotsubashi University, Tokyo, February 10, 2007.
- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Billari and José Antonio Ortega (2002) "The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, Vol.28, No.4, pp.641-681.
- Kitagawa, E. M. (1955) "Components of a Difference between Two Rates," *Journal of American Statistical Association*, No.50, pp.1168-1194.
- Lee, San-Sik (2009) "Low Fertility and Policy Responses in Korea," *The Japanese Journal of Population*, Vol.7, No.1, pp.57-70.
- Lutz, W., V. Skirbekk, and M. R. Testa (2006) "The Low Fertility Trap Hypothesis: Forces that May Lead to Further Postponement and Fewer Births in Europe," *Vienna Yearbook of Population Research* 2006, pp.115-151.
- Park, Chai Bin and Cho Nam-Hoon (1995) "Consequences of Son Preference in a Low-Fertility Society: Imbalance of the Sex Ratio at Birth in Korea," *Population and Development Review*, Vol.21, No.1, pp.59-84.
- Suzuki, Toru (2005) "Why is Fertility in Korea Lower than in Japan?" *Journal of Population Problems*, Vol.61, No. 4 (forthcoming).
- van de Kaa, Dirk (1987), "Europe's Second Demographic Transition," *Population Bulletin* Vol.42, No.1.
- 김승권 (2004) 「최근 한민족의 출산율 변동원인과 향후 전망」, 「한국인구학」 제27권제2호, pp. 1-34.
- 김승권, 조애자, 김규경, 박세경, 이진우 (2004) 「2003년 청년 출산율 및 가족보건·복지실태조사」, 한국보건사회연구원 연구보고서 2004-23.
- 김태현 (2005) 「가처분 변화와 저출산」, 『보건복지포럼』 제102호, pp. 16-24.
- 김태현 (2006) 「시론: 저출산·고령화·군대체 서둘러야」, 『世界日報』, 2006년 05월 28일.
- 박세경 (2006) 「저출산 시대의 자녀 양육비 부담과 정책과제」, 『보건복지포럼』 제111호, pp. 33-49.
- 윤·홍식 (2007) 「2006년 출산과 출산 양육지원정책의 관련성」, 최근 출산율변동과 원인에 관한 정책토론회, 2007년 11월 26일, 한국보건사회연구원.
- 온기수 (2002) 「경제활동·직업 및 산업」 김두섭·박상태·온기수 편 「한국의 인구」 통계청, pp. 315-348.
- 온기수 (2005) 「마흔에서 결혼으로 이행—최근 우리나라에서 저출산에 갖는 의미—」, 『보건복지포럼』 제102호, pp. 25-35.
- 이인숙 (2005) 「저출산의 요인분석과 사회복지적 함의」, 「한국사회복지학」 Vol. 57, No. 4, pp. 67-90.
- 이삼식, 변용찬, 김동희, 김형석 (2004) 「인구고령화의 전개와 인구대책」, 경제사회연구회 연구기관 고령화대비 협동 연구시리즈 04-02, 한국보건사회연구원.
- 이삼식, 전우선, 김희경, 최은영, 박세경, 조남준, 신인철, 도세록, 조숙경, 김주희(2005) 「2005년도 전국 절흔 및 출산 동향조사」 연구보고서 2005-30(1), 한국보건사회연구원.
- 전명희 (2002) 「출산율」 김두섭·박상태·온기수 편 「한국의 인구」 통계청, pp. 81-113.
- 조윤영 (2007) 「효과적인 출산장려 사각지대의 모색·출산과 노동공급 등시 장려방안을 중심으로」 KDI정책보람 제174호.
- 최경숙 (2005) 「저출산 가계의 출산계획 있는 가계의 경제구조 비교 분석」, 『한국가정관리학회지』 제23권 2호, pp. 137-148.
- 최은영 (2006) 「최업여성의 일·가족 양립지연 정책방향」, 「보건복지포럼」 111호, pp. 18-32.
- 최은영, 박세경, 이삼식, 조남준, 최병호 (2005) 「한국의 저출산율 관련 사회경济적 요인과 정책여건」 한국보건사회연구원 경제·인문사회연구회 협동연구총서 05-14-02.
- 阿藤誠 (2005) 「少子化と家族政策」 大體覽・阿藤誠編『少子化的政策学』 人口学ライブライア-3, 原書房, pp. 33-58.
- 有田伸 (2006) 「韓国の教育と社会階層—「学歴社会」への実證的アプローチ」 東京大学出版会.
- 石南園 (1972) 「韓國の人口増加の分析」 勿算書房.
- 勝又幸子 (2003) 「国際比較からみた日本の家族政策支出」 『季刊社会保障研究』 第39巻第1号, pp.19-27.
- 金早春 (2004) 「IMF体制と韓国型福祉国家」 『海外社会保障研究』 No.146, pp.43-53.
- 金明中 (2004) 「IMF体制以後の韓国の社会経済の変化と公的・私的社会支出の動向」 『海外社会保障研究』 No.146, pp.4-22.
- 郭洋春 (2004) 「IMF体制と韓国の社会政策」 『海外社会保障研究』 No.146, pp.33-42.
- ウヨン・チョイ (2008) 「韓国的新たな社会的リスク:仕事と家庭の両立、所得格差」 『海外社会保障研究』 No.146, pp.65-79.
- 春木晋美 (2006) 「現代韓国と女性」 新幹社.
- 林謙台 (2002) 「ジェンダー問題としての出生性比—アジア諸国からの考察—」 阿藤誠・早瀬保子編『ジェンダーと人口問題』 大明堂, pp.21-42.
- 辻廣一・辻仁成 (2002) 「韓国経済ハンドブック」 全日出版.
- 松江曉子 (2009) 「韓国における少子化対策」 『海外社会保障研究』 第167号, pp. 79-93.
- 明泰淑 (2004) 「IMF経済危機と韓国の女性労働」 『海外社会保障研究』 No.146, pp.23-32.
- 山田昌弘 (1999) 「バラサイト・シングルの時代」 ちくま新書.
- 山田昌弘 (2004) 「希望格差社会」 気象書房.
- 山地久美子 (2003) 「韓国の人口政策—人口抑制政策から出生率回復政策へ—」 『韓国・台湾・シンガポール等における少子化対策に関する比較研究』 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成14年度総括研究報告書, pp. 61-93.